

令和4年度使用 小・中学校用教科用図書 選定の根拠となる法令等

○義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条

(教科用図書の採択)

都道府県内の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、第10条の規定によって当該都道府県の教育委員会が行う指導、助言又は援助により、種目ごとに一種の教科用図書について行うものとする。

- 4 第一項の場合において、採択地区が二以上の市町村の区域をあわせた地域であるときは、当該採択地区内の市町村立の小学校及び中学校において使用する教科用図書については、当該採択地区内の市町村教育委員会は、協議により規約を定め、当該採択地区内の市町村立の小学校及び中学校において使用する教科用図書の採択について協議を行うための協議会を設けなければならない。
- 5 前項の場合において、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、採択地区協議会における協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない。

○義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条

(同一教科用図書を採択する期間)

義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。

○義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第15条

(同一教科用図書を採択する期間)

法第14条の規定により種目ごとに同一の教科書を採択する期間は学校教育法附則第9条に定める場合を除き、4年とする。

○義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則第6条

(同一教科用図書の採択の特例)

法第14条の規定により種目ごとに同一の教科書を採択する期間についての令第15条第2項の規定により文部科学省令で定める場合は、教育課程の基準の変更に伴い採択した教科用図書の発行が行われないこととなった場合及び次の各号に掲げる場合とし、同条第三項の規定により文部科学省令で定める期間は当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間とする。

三 教科用図書検定規則（平成元年度文部省令第20号）第12条の規定による再申請（同条に規定する検定審査不合格の決定の通知に係る申請図書について、当該通知を受けた年度の翌年度に行われたものに限る。）により文部科学大臣の検定を経て、新たに発行されることとなった教科用図書がある場合 当該申請が行われた年度に採択された教科用図書を採択していた期間

○令和4年度使用教科書の採択事務処理について（通知）

令和3年3月29日付け 2初教科第67号

※関係箇所のみ抜粋

1 採択に当たっての留意事項について

（1）小学校用教科書の採択について

令和2年度と同一の教科書を採択しなければならないこと。

（2）中学校用教科書の採択について

令和2年度と同一の教科書を採択しなければならないこと。

なお、令和3年度においては、自由社の「新しい歴史教科書」について、教科用図書検定規則に基づき、検定審査不合格の決定の通知に係る年度の翌年度に行われた再申請により、令和2年度に文部科学大臣の検定を経て新たに発行されることとなったことから、無償措置法施行規則第6条第3号により採択替えを行うことも可能である。